

## 船員保険就学等援護費の改定について(案)

### 船員保険就学等援護費の概要

#### ○就学等援護費とは

職務上の事由により亡くなった船員の家族及び重度の障害により障害年金を受けることになった船員又は家族の教育費の負担の軽減を図るため、遺族年金又は障害年金の受給者に対して支給する。

なお、就学等援護費は平成22年1月以降、労災保険の社会復帰促進等事業として実施されており、平成21年12月以前の職務上の遺族年金又は障害年金の受給者については、経過措置的に船員保険から支給している。

#### ○支給対象者

- 職務上の事由による遺族年金の受給者である在学者等
- 職務上の事由による遺族年金の受給者であって、在学者<sup>(注)</sup>と生計を同じくしている者等
- 重度職務上障害年金(障害の程度が1級～3級)の受給者である在学者等
- 重度職務上障害年金(障害の程度が1級～3級)の受給者であって、在学者である子と生計を同じくしている者等

(注)死亡した被保険者により生計が維持されていた子に限る。

## ○支給月額

- 保育費……………12,000円【0人】
- 小学生……………13,000円【10人】
- 中学生……………17,000円(通信制の在学者は14,000円)【12人】
- 高校生……………16,000円(通信制の在学者は13,000円)【24人】
- 大学生……………39,000円(通信制の在学者は30,000円)【39人】

(注1)4月と10月に6ヶ月分を支給。

(注2)【 】は平成29年4月の支給対象者数。

## 改定内容及び実施時期

### ○改定内容

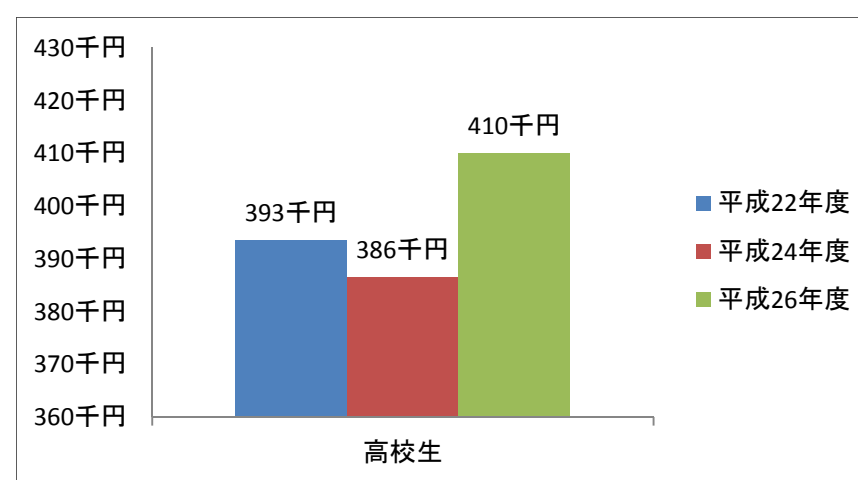
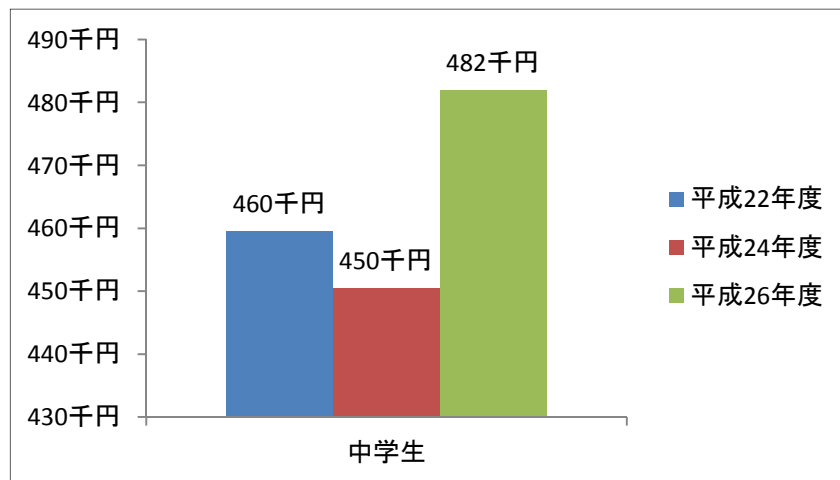
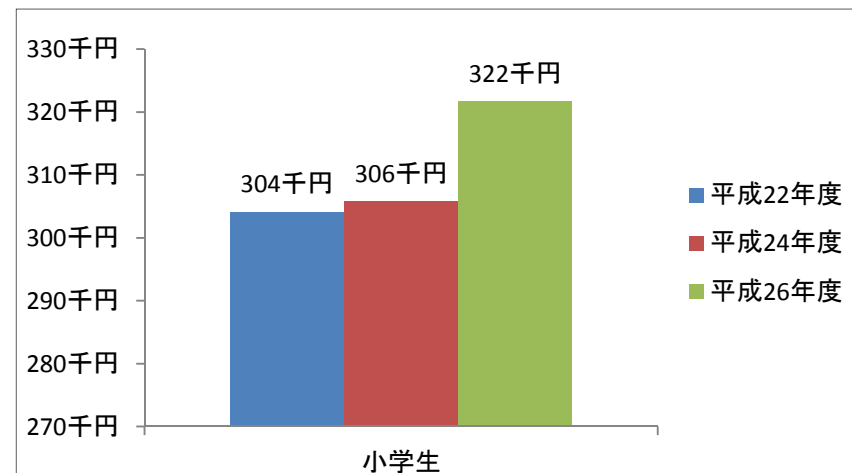
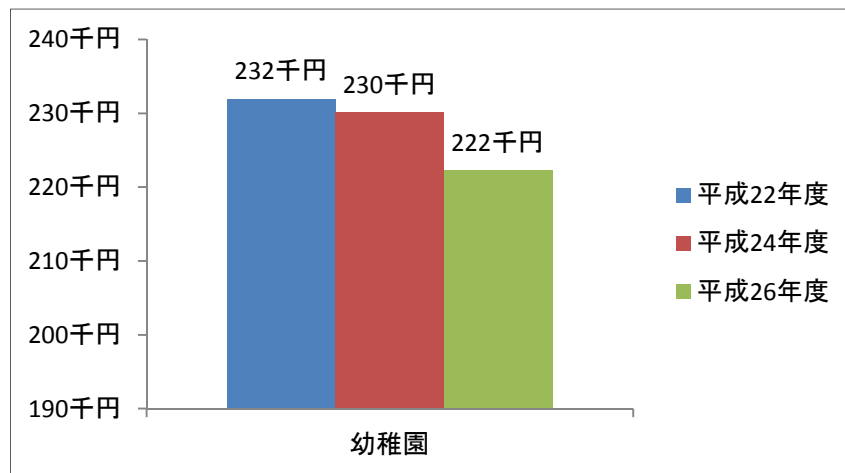
平成26年及び27年に公表された「子供の学習費調査」(文部科学省)における、一人当たり平均教育費等を踏まえ、小学生の支給金額を月額13,000円から月額14,000円に、中学生の支給金額を月額17,000円から月額18,000円に、また通信制の中学生の支給金額を月額14,000円から月額15,000円に改定する。

### ○実施時期

平成29年10月支給分(平成29年4月～平成29年9月分)

# 学習費総額の推移

文部科学省「子供の学習費調査」(※)より



(※)「子供の学習費調査」

子供を公立または私立の学校に通学させている保護者が、子供一人当たりの学校教育及び学校外活動のために支出した経費の実態をとらえ、教育に関する国の諸施策を検討・立案するための基礎資料とするために、文部科学省が平成6年度より隔年で実施している調査。

平成28年度の調査結果については、平成29年度中に公表される予定。

## 労災就学等援護費の改定について

＜全国健康保険協会 作成＞

労災就学等援護費は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく社会復帰促進等事業の一環として、労働災害による重度障害者、長期療養者及び遺族年金受給者のうち、学費等の支弁が困難と認められる方に対し、当該受給者又は当該受給者と生計を同じくしている子の学費の一部を支給するもの。

### (1) 支給額の改定

今般、家庭の教育費負担の現状等を踏まえ以下のとおり改正。

- ① 小学校の在学生の援護費の支給額改定 13,000円 → 14,000円
- ② 中学校(通信制以外)の在学生の援護費の支給額改定 17,000円 → 18,000円
- ③ 中学校(通信制)の在学生の支給額改定 14,000円 → 15,000円

区分	平成28年度		平成29年度
大学生(全日制)	月額 39,000円	→	月額 39,000円 (改定なし)
大学生(通信制)	月額 30,000円	→	月額 30,000円 (改定なし)
高校生(全日制)	月額 16,000円	→	月額 16,000円 (改定なし)
高校生(通信制)	月額 13,000円	→	月額 13,000円 (改定なし)
中学生(全日制)	月額 17,000円	↑	月額 18,000円 (増額改定)
中学生(通信制)	月額 14,000円	↑	月額 15,000円 (増額改定)
小学生	月額 13,000円	↑	月額 14,000円 (増額改定)
保育費	月額 12,000円	→	月額 12,000円 (改定なし)

### (2) 適用日

平成29年4月1日